

# 労働政策研究報告書 No. 70 2006

JILPT: The Japan Institute for Labour Policy and Training

## 多様な働き方をめぐる論点分析報告書

― 「日本人の働き方総合調査」 データの総合的分析 ―

労働政策研究 · 研修機構

## 多様な働き方をめぐる論点分析報告書

― 「日本人の働き方総合調査」データの総合的分析 ―

独立行政法人 労働政策研究•研修機構 The Japan Institute for Labour Policy and Training

#### はじめに

近年におけるわが国の雇用面での大きな特徴的動向の一つにいわゆる雇用・就業形態の多様化がある。多様化は、パートタイマーとか派遣労働者、発注元の事業所で就業する請負労働者といった雇用労働者の分野ばかりでなく、それを越えて自営の領域にまで拡がりをみせている。その結果、労働研究において、個人で業務を請け負って発注先企業のために労務を提供する働き方を含めて総合的に事態を把握し、そこに課題があるとすればそれに向けた政策方向を分析検討することが求められている。この課題は、単に新たに登場した働き方のみを取り上げて分析するのではなく、従来の働き方も含めて、すなわち正社員における働き方の変化も含めて、様々な雇用・就業形態を総合的な視点からその布置を再点検することも必要であると考えられた。

そこで、労働政策研究・研修機構(JILPT)では、この課題に対応するため昨年(平成 17年)8月から9月にかけて「日本人の働き方総合調査」を実施し、分析を進めてきたところである。その結果については、調査シリーズNo.14「日本人の働き方総合調査—多様な働き方に関するデータ」(本年2月)や労働政策レポート Vol.5「多様な働き方とその政策課題について」として公表してきたところであるが、この報告書は、同調査結果のデータをさらに掘り下げ、かつ総合的に分析した結果をとりまとめたものである。

この報告書が、先に刊行したものと併せて、この問題に関心のある皆様のお役に立つこと を期待しています。

平成 18 年 9 月

独立行政法人 労働政策研究·研修機構 理事長 小 野 旭

### 執 筆 担 当 者

### かかたに たかゆき 神谷 隆之 労働政策研究・研修機構 主任研究員 第Ⅱ部第2章第4節

第Ⅱ部第4章第5節 補論

目  次
序 この報告書の目的と構成(読み方案内) ・・・・・・・・・・・ 1
第I部 多様な働き方をみる基本理念
第1章 多様な働き方の基本理念 ・・・・・・・・・・・ 5
第2章 多様な働き方に関する各論的論点 ・・・・・・・・・・・ 13
第3章 多様な働き方に関する基本的政策方向 ・・・・・・・・・ 20
第 Ⅱ 部 多様な働き方をめぐる論点分析
-JILPT「日本人の働き方総合調査」による分析-
第1章 政策論からみた多様な働き方の類型 ・・・・・・・・・・ 28
第2章 正社員の働き方をめぐる論点分析 ・・・・・・・・・・ 75
第1節 正社員の多様な労働時間制度とその満足度 ・・・・・・・・ 75
第2節 正社員の残業 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
第3節 正社員の裁量労働勤務 ・・・・・・・・・・・・・ 90
第4節 正社員の持ち帰り仕事 ・・・・・・・・・・・・・・ 95
第3章 非正社員をめぐる論点分析 ・・・・・・・・・・・・・105
第1節 非正社員の不満-年収格差 ・・・・・・・・・・・・105
第2節 非正社員の不安-契約期間後 ・・・・・・・・・・・・112
第3節 非正社員の能力開発(自己啓発) ・・・・・・・・・・115
第4章 個人自営業主をめぐる論点分析 ・・・・・・・・・・・・124
第1節 専属請負型個人自営業主の不満・不安 ・・・・・・・・・124
第2節 不特定請負型個人自営業主の不安 ・・・・・・・・・・・130
第3節 フランチャイジーの不安 ・・・・・・・・・・・・133
第4節 庸車運転手の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・136
第5節 自営在宅ワーカーの状況 ・・・・・・・・・・・・・140
第皿部 分析基礎編
第1章 「仕事の内容」分類 ・・・・・・・・・・・・・・151
第2章 世帯類型 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・165
第3章 「労働者性指標」 ・・・・・・・・・・・・・・・・171
第4章 「経済的従属指標」 ・・・・・・・・・・・・・・・176
第5章 年収関数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・186
第6章 仕事をする時間帯 ・・・・・・・・・・・・・・・196
第7章 特別な分析対象の措定 ・・・・・・・・・・・・・・202
参考文献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・206

#### 序 この報告書の目的と構成(読み方案内)

この報告書は、労働政策研究・研修機構(JILPT)が平成 17 年8月下旬から9月上旬にかけて実施した「日本人の働き方総合調査」(以下「働き方総合調査」という。) 結果データを用いて、わが国における多様な働き方(雇用・就業形態) に関するさまざまな論点に関して分析した結果をとりまとめたものである1。

「働き方総合調査」の調査及び結果の概要については、平成 18 年 2 月に JILPT 調査シリーズNo.14「日本人の働き方総合調査 — 多様な働き方に関するデータ」として既に公表している。また同年 3 月には、限られた論点についてクロス集計を中心とした分析を行うとともに、その結果を踏まえて多様な働き方をめぐる政策面の課題と方向を整理した労働政策レポート Vol. 5 「多様な働き方とその政策課題について」を公表してきたところである。この報告書は、これら二つの刊行物に続く第 3 弾として、同調査結果のデータをさらに掘り下げ、かつ総合的に分析した結果をとりまとめたものである。この報告書をもって、「働き方総合調査」に基づく調査研究は一応の完成とすることをめざすものである。

「働き方総合調査」は、JILPTが取り組んでいるプロジェクト研究の一つ「多様な働き方を可能とする就業環境及びセーフティネットに関する研究」の一環として、現在における様々な働き方の実態を一つのまとまった調査によりデータ収集を行い、多様な働き方に関する総合的な分析のための基礎データを得ることを目的として実施したものである。

近年、いわゆる雇用・就業形態の多様化がわが国の雇用面での大きな特徴的動向の一つになっている。この多様化は、パートタイマーとか派遣労働者、発注元の事業所で就業する請負労働者といった雇用労働者の分野ばかりでなく、それを越えて自営の領域にまで拡がりをみせている。その結果、労働研究においても、雇用労働者だけでなく、個人で業務を請け負って発注先企業のために労務を提供する働き方を含めて総合的に実態を把握し、そこに課題があるとすればそれに向けた政策方向を分析検討することが求められているといえる。この課題は、単に新たに登場した働き方のみを取り上げて分析するのではなく、従来の働き方も含めて、すなわち正社員における働き方の変化も含めて、様々な雇用・就業形態を総合的な視点からその布置を再点検することも必要であると考えられた。このため、JILPTでは上述のプロジェクト研究を立ち上げたものである。このプロジェクト研究は、平成 18 年度中に最終報告書をとりまとめることとしているが、それに先立って、この報告者では多様な働き方に関する様々な論点の分析を行い、最終報告に向けて重要なパーツの一つを提供すること

③回収率 ・正社員 82.7% ・非正社員 80.6% ・個人自営業主及び家族従業者 52.5%

 $<sup>^1</sup>$  調査の概要は、次のとおりである。なお、詳細は、データの紹介も併せて JILPT 調査シリーズNo.14 としてとりまとめているので、参照されたい。

①調査対象 20 歳以上60 歳未満の民間調査機関の適切に管理されている郵送モニターのうち1万名。次のような配布内訳による。

<sup>・</sup>正社員 3,500名 ・非正社員 3,500名 ・個人自営業主及び家族従業者 3,000名

②調査実施時期 平成17年8月下旬~9月上旬

を目的の一つとしている。

#### (調査上の雇用・就業形態の区分)

「働き方総合調査」の成り立ちについては、上述のJILPT 調査シリーズNo.14を参照して頂きたいが、以下の記述を理解するための基礎となる事項として、雇用・就業形態(働き方)をどのように分類した上で、調査を実施したかについては簡単に紹介しておきたい<sup>2</sup>。

調査は、正社員、非正社員及び個人自営業主(常用雇用者を雇用していない自営業主。家族従者を含む。)をそれぞれ対象とした3つの調査票により実施した。調査票配布数はそれぞれ3,500人、3,500人及び3,000人であり、有効回答者数はそれぞれ2,893人(回答率82.7%)、2,822人(同80.6%)及び1,576人(同52.5%)であった<sup>3</sup>。

その中で雇用・就業形態は、次のように分類している。なお、( )内の数字は有効回答者数、「 」内は調査票上の定義文である。

#### 1. 正社員

- ①裁量労働勤務・・・「裁量労働時間制が適用されている」 (86人)
- 一②管理職等の緩やかな時間管理・・・「管理職なので、労働時間管理がまったくされな (105人) いか又は緩やかにしかされていない下で勤務している」
- ③持ち帰り仕事・・・「制度ではないが自宅に仕事を持ち帰って行うことがある」 (967人)
- ④在宅勤務・・・「会社の制度として在宅勤務が適用されている」 (17人)

#### 2. 非正社員

- ①パートタイマー・・・「『正社員』に比べて所定の労働時間が短い」(1,783人)
- 一②契約社員・・・「『正社員』とは違う契約関係にある」(559人)(注)他の形態にあてはまらないことが前提である。
- ③登録型派遣社員・・・「登録型の労働者派遣事業者から派遣されている」 (262 人)
- 一④常用型派遣社員・・・「常用型の労働者派遣事業者から派遣されている」 (80人)
- ⑤業務請負会社社員・・・「派遣事業ではないが、雇用主とは異なる会社で働いている」 (59人)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 調査シリーズに限らず、JILPT のすべての研究成果は、ホームページ(http://www.jil.go.jp)から全文読むことが出来る。

<sup>3</sup> 調査対象者は、質量、属性等が適切に管理された民間調査機関の郵送調査モニターから抽出された。

- 3. 個人自営業主・家族従業者
  - ①専属請負・・・「主に一つ又は少数の特定の取引先からの注文を受けて作業し、その成 (616人) 果を提供する事業」
  - ②不特定請負・・・「不特定又は多数の顧客からの注文を受けて作業し、の成果を提供す (505人) る事業」
  - ■③商店・店舗・・・「不特定多数の顧客に対して、店舗において商品の販売やサービスの (389人)提供をする事業」
    - ▲ (48人)

#### (この報告書の構成と読み方案内)

この報告書は、三つの部から構成されている。第I 部はいわば理論・理念編である。第II 部における分析結果を受けながら、多様な働き方に関する考え方を整理するとともに、課題とそれに対する基本的な政策方向を整理したものである。第II 部はいわば論点分析編であり、この報告書の中心的な部分である。論点には総論的な論点と各論的な論点とがあるが、第II 部第1章は多様な雇用・就業形態(働き方)について、政策論的視点からの分類を試みた上で相互の布置を析出しており、総論的な論点を扱っている。それに対して第II 部第2章以下では、正社員、非正社員、個人自営業主それぞれの論点に関する分析を行っており、各論的な論点を扱っている。第II 部は分析基礎編である。第II 部において行う分析の前提となる指標等の定義や解説を行っており、やや技術的な内容となっている。

この報告書は、通常の研究報告とは逆の流れになっている。最初に分析上の概念や方法が記述された後に、分析が実施され、それを受けて政策的インプリケーションが論述されるのが普通の流れであろう。しかし、この報告書では上述のように敢えて順番を逆にして配置した。このようにした理由は、通常の流れは思考の流れではあっても、必ずしも読みたい順番とは限らないと考えたからである。読み始めた冒頭に、延々と定義や技術的事項が記述されていればそれだけで読む意欲が削がれることが少なくない。このような報告書の読者の中には、結論部分を先に読みたいと考える人も少なくない、いやむしろその方が多数を占めるのではないだろうか。結論部分を先に読んで興味が湧いたら(触手が動いたら)、あらためて分析の部分やさらにその前提部分を読もうと思っておられる読者が多いのではないだろうか。特にこの報告書では、分析の基礎となる指標や定義についてやや煩雑な解説が必要であり、それを冒頭に行うことは躊躇させるものがあった。したがって、結論的部分(第  $\mathbf{I}$  部)  $\rightarrow$ 分析部分(第  $\mathbf{II}$  部)  $\rightarrow$ 分析基礎の部分(第  $\mathbf{III}$  部)  $\rightarrow$ 分析

したがって、

①今回筆者が想定したような読書目的を持つ読者は、報告書を冒頭から読み始めていただき、 分析にまで興味を持たれた場合に、第Ⅱ部のそれに関連した章又は節だけを読まれるとい うのがお薦めの読み方の一つである。

- ②また、理論・理念的な面にあまり興味がなく、分析面に興味をお持ちの読者は、第 I 部を とばし第 II 部から読み始めていただくのもお薦めしたい。なお、第 II 部の冒頭に第 II 部の 構成とその中での読み方案内を記述しているので参考にされたい。
- ③一方、通常の思考の流れに沿って分析基礎→分析部分→結論的部分の順に読むことに抵抗 のない読者は、第Ⅲ部から第Ⅱ部、さらに第Ⅰ部と読み進んでいただくのも筆者の喜びと するところである。

#### (その他の留意点)

- ①この報告書は、基本的に「働き方総合調査」結果データの分析をベースとして記述しているが、一部にその例外がある。それは、神谷が執筆を担当したいわゆる在宅での仕事に関する部分(第 II 部第 2 章第 4 節及び第 4 章第 5 節(補論))である。「働き方総合調査」では在宅勤務に関する調査も意図したものの、制度としての在宅勤務の対象者は実態としてもいまだ少数にとどまっていることもあって、今回の総合的な調査では十分な分析ができるデータを得ることはできないことが予想された。一方在宅勤務は、多様な働き方の中で欠かすことのできないものの一つである。そこで、JILPTにおいて在宅勤務についての研究に長く従事してきている神谷が、その蓄積をも活かして執筆することとしたものである。
- ②この報告書は、上述のように、JILPT 調査シリーズNo.14 及び労働政策レポート Vol. 5 の続編としての性格も持っているが、これらの中で既述の点も含めて、努めて脚注を付すこととした。その結果、報告書全編を通じて脚注番号を連ねることはやや過大な数値になるところから、第 II 部及び第 III 部においては、章ごとで脚注番号を更新して付することとしたので、留意されたい。